

第8章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

第1節 流域水害対策計画の推進及び弾力的運用

関係部局は、流域全体の治水安全度の向上を図るため、本計画に基づく河川事業及び下水道事業等を効果的かつ効率的に推進する。

また、準用河川や普通河川及び農業用排水路等の整備とも連携し効果発現を図る。この推進にあたっては、関係部局の調整が円滑かつ機動的に進むよう、必要に応じて調整を実施していく。

なお、第6章第1節に示す「新川流域排水調整要綱」に関する重要な事項として、第4章に示した特定都市下水道以外で行う雨水ポンプ場整備を表 8.1 に示す。

第3章～第5章に示す調節池及び貯留池等の設置について、計画の実施に当たっては、必要に応じ費用負担及び事業主体の調整、事業間の相互連携に関する事項を検討し、より効率的、効果的な整備推進を目指すものとする。このため県及び市町の各管理者は相互に調整し、必要な措置を行うことができるものとする。

これらの推進により、流域全体において年超過確率 1/10 の規模の降雨(24 時間雨量 205 mm)が発生した場合においても、著しい浸水被害(現況の住宅床上浸水)を解消することとし、特に浸水被害が頻発する地域においては早期の被害の軽減などに努める。

表8.1 特定都市下水道以外の雨水ポンプ場整備

市町名	排水先	整備内容
清須市	五条川	ポンプ場増強 (2m ³ /s)
あま市	新 川	ポンプ場新設(18m ³ /s)
豊山町	大山川	ポンプ場増強(13m ³ /s)

第2節 モニタリング

各管理者及び地方公共団体は、国、県関係部局、流域市町で構成する新川流域総合治水対策協議会において以下のモニタリングを実施し、公表するものとする。

[流域内の開発状況]

各市町における流域内の開発箇所及び面積

[整備の進捗状況]

(1)河川事業及び下水道事業の整備状況

- ・年度毎の事業進捗、施行状況及び事業内容の報告

(2)雨水貯留浸透施設の整備状況

- ・地方公共団体等が実施した雨水貯留浸透対策の位置及び容量等
- ・雨水浸透阻害行為の対策工事の中で設置された雨水貯留浸透施設の位置及び容量等
- ・開発に伴い地方公共団体の条例・要綱に基づく指導により設置された雨水貯留浸透施設の位置及び容量等

[排水調整の実施状況]

[浸水被害拡大防止対策の状況]

- ・都市洪水及び都市浸水想定区域図、洪水ハザードマップ等の防災情報の作成状況
- ・各種防災情報の周知状況

第3節 計画の見直しに関する事項

新川流域総合治水対策協議会において、関係機関と連携し、これら上述の取り組みに対して検討しその実施に努めるとともに、フォローアップを行い、計画の実効性を確認する。さらに、これを評価する別途組織を設け、持続的に取り組みの改善・向上を行う。

第4節 流域における対策のための継続的な課題に関する事項

農地の保全や開発抑制、盛土抑制、上下流バランス、合理的な費用負担のあり方など、新川流域総合治水対策協議会において継続的に検討し、実施に努める。

第5節 住民等による対策の促進に関する事項

住民自ら被害の最小化を図るために実施する以下の対策等について、その必要性・重要性について、啓発活動に努める。

- ・ 洪水時における風呂水の貯留
- ・ 浄化槽の雨水貯留浸透施設への転用や各戸の雨水貯留浸透施設の設置
- ・ 農地の保全
- ・ 止水板や土のう積等による緊急対策
- ・ 自主防災会や町内会を中心とした自主訓練等の自助・共助の取り組み